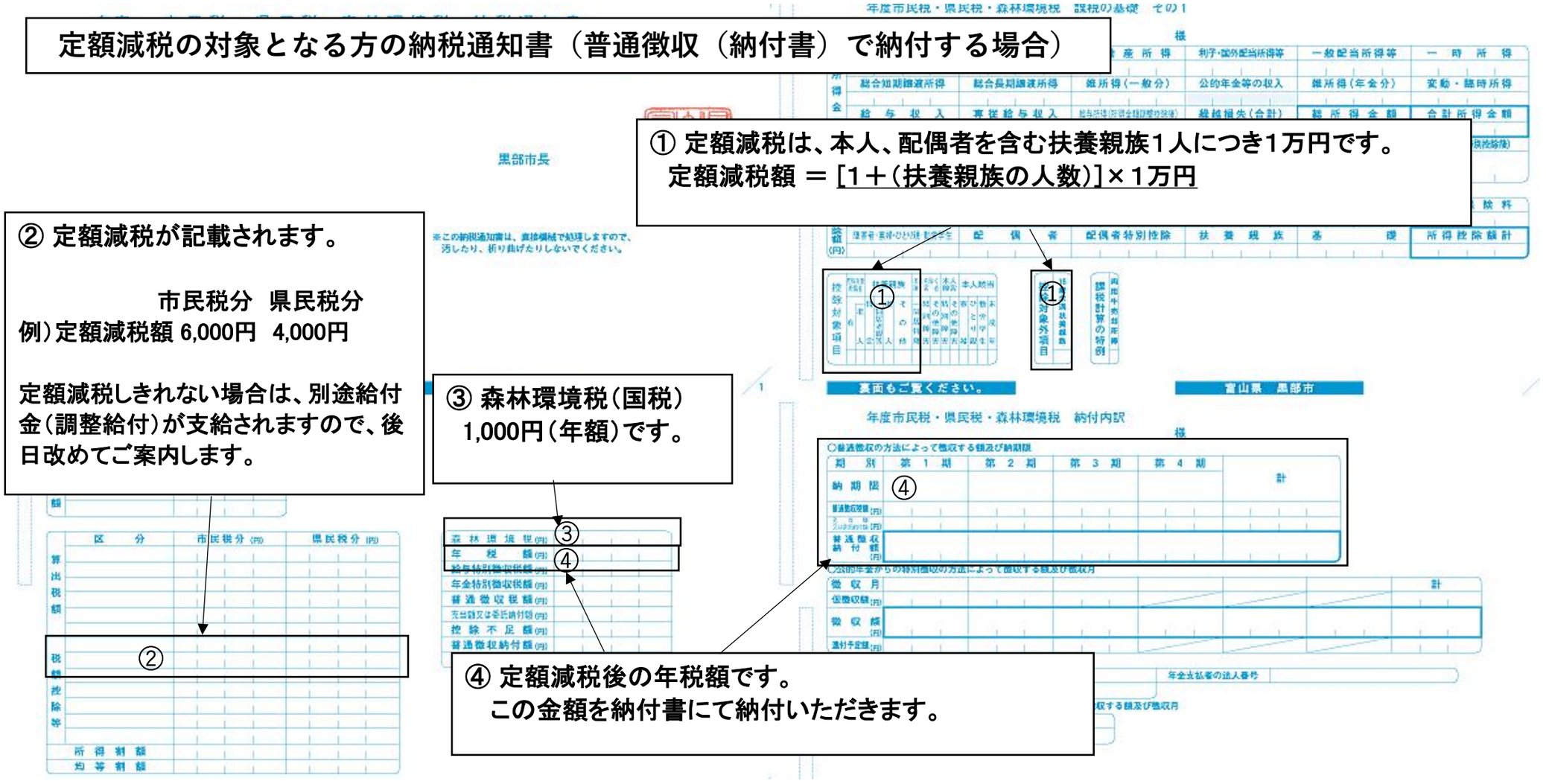
定額減税の対象となる方の納税通知書（普通徴収（納付書）で納付する場合）



① 定額減税は、本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円です。
定額減税額 ＝ [1＋(扶養親族の人数)]×1万円

② 定額減税が記載されます。

市民税分　県民税分
例）定額減税額 6,000円　4,000円

定額減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されますので、後日改めてご案内します。

③ 森林環境税（国税）
1,000円（年額）です。

④ 定額減税後の年税額です。
この金額を納付書にて納付いただきます。